

平成29年度  
第2回長浜市都市計画審議会  
会 議 録

長浜市都市計画審議会

平成29年度第2回長浜市都市計画審議会 会議録

○日 時 平成29年11月1日(水) 午後1時40分から午後3時10分まで

○場 所 長浜市役所 5階 5-B会議室

○出席委員 9人

(敬称略) 会長 塚口博司  
1号委員 西村豊和、岡井有佳、中島宗一、西前智子、松原智子  
2号委員 西邑定幸、竹内達夫  
3号委員 西嶋照毅

○欠席委員 6人

(敬称略) 1号委員 大塚敬一郎、森善昭、押谷小助、村上修一、中島一枝  
3号委員 荒木まつゑ

○事務局 6人

米澤部長、嶋田課長、岩佐副参事、雨森副参事、山口主幹、二宮主査

○傍聴人 0人

○配布資料

- ・次第
- ・資料1 長浜市都市計画審議会委員名簿
- ・資料2 長浜市都市計画審議会条例
- ・資料3 長浜市情報公開条例等
- ・資料4 彦根長浜都市計画地区計画の決定(長浜市決定)について
- ・資料5 彦根長浜都市計画地区計画の決定(長浜市決定)について
- ・資料6 彦根長浜都市計画用途地域の変更(長浜市決定)について
- ・資料7 彦根長浜都市計画道路の変更(長浜市決定)について
- ・資料8 報告事項関係資料

○会議録

1 開会

2 あいさつ

米澤部長(省略)

3 資料確認

4 会議成立の報告、会議公開の確認

5 会議録署名人選出

松原智子委員、岡井有佳委員

6 平成29年度第1回長浜市都市計画審議会答申事項の報告

事務局から報告

7 審議事項

●諮問第29-3号 彦根長浜都市計画地区計画の決定（長浜市決定）について  
（事務局）

- ・資料4及びパワーポイントに基づき説明（省略）

（会長）

- ・それでは、ご意見やご質問があればお願いします。

（委員）

- ・地区内の雨水排水の流出抑制を行うとあり、説明の中で、公園に一旦溜めて流出することのだが、具体的に貯留施設を造るのか、川の流下能力を超えた場合の対応をどうするのか。

（事務局）

- ・開発の計画として、公園については道路高より下げる計画となっており、その部分に雨水を溜め、流出量を抑制する計画である。

（委員）

- ・特定施設を設けないとのことで、近隣に迷惑が掛らないよう、関係部局と十分に調整を行っていただきたい。

（委員）

- ・地区計画決定の経緯の概要説明の中で、地権者や地元住民への説明会を開催されているが、その中であった質問等分かれば教えていただきたい。

（事務局）

- ・8月19日に地権者及び地元住民への説明会を開催したところであるが、地区計画について特に意見は出なかった。また、9月25日に全市民向けに説明会を行ったが、その際も特に意見は出なかった。

（会長）

- ・それでは、ご意見もご質問も出尽くしたようなのでお諮りする。諮問第29-3号について原案どおり承認することで異議はないか。

－異議なしの声－

（会長）

- ・異議なしということで、諮問第29-3号について原案どおり承認することにする。
- ・それでは、諮問第29-4号について説明をお願いします。

●諮問第29-4号 彦根長浜都市計画地区計画の決定（長浜市決定）について  
（事務局）

- ・資料5に基づき説明及び用途の制限における誤記の訂正について説明（省略）

(会長)

- ・確認だが、今回の訂正については問題無いと判断したとのことだが、今回の都計審をもって問題が無いと言う判断なのか、事務局判断として何か問題があった時に責任を取るのかははっきりさせたいがいかがか。小さなことではあるが、審議会ではルールに則って審議しているので確認したい。問題が無いとした根拠は何か。

(事務局)

- ・事務局として、この地区計画の制限内容に実体的に影響が出ないので、軽微な変更として判断している。

(会長)

- ・この場で問題が無いことを委員に承認を得る必要があるのか、問題が無いことを前提に審議するのかの確認をしたい。

(事務局)

- ・今回審議いただいて決定するものなので、事務局としては軽微なものとして問題無いと考えているが、その判断も含めて内容を審議し決定いただきたい。

(委員)

- ・特定遊興飲食店営業とは具体的に何か。

(事務局)

- ・客に遊興をさせ、深夜に酒類を伴う飲食等を提供する店舗で、例えば、深夜に酒類を提供するライブハウス等である。

(事務局)

- ・風営法の第2条第6項から第11項に規定するのは、性風俗関連特殊営業と特定遊興飲食店営業であり、制限する建築物が増えたのではなく、第11項を説明する特定遊興飲食店営業という言葉が抜けていたと理解いただきたい。

(会長)

- ・制限する内容的には変わらないと言うことで良いか。

(事務局)

- ・変わらない。事務局としては、運用指針における軽微な変更として捉えているが、軽微な変更なのか再度縦覧を行う重要な変更にあたるのかを含めて判断いただきたい。

(会長)

- ・それでは、訂正も含めて他にご意見やご質問があればお願いします。

(会長)

- ・それでは、ご意見もご質問も出尽くしたようなのでお諮りする。諮問第29-4号について原案どおり承認することで異議はないか。

－異議なしの声－

(会長)

- ・異議なしということで、諮問第29-4号について原案どおり承認することにする。
- ・それでは、諮問第29-5号について説明をお願いします。

●諮問第29-5号 彦根長浜都市計画用途地域の変更（長浜市決定）について

(事務局)

- ・資料6に基づき説明（省略）

(会長)

- ・それでは、ご意見やご質問があればお願いします。

(会長)

- ・ご意見もご質問も無いようなのでお諮りする。諮問第29-5号について原案どおり承認することで異議はないか。

－異議なしの声－

(会長)

- ・異議なしということで、諮問第29-5号について原案どおり承認することにする。
- ・それでは、諮問第29-6号について説明をお願いします。

●諮問第29-6号 彦根長浜都市計画道路の変更（長浜市決定）について

(事務局)

- ・資料7及びパワーポイントに基づき説明（省略）

(会長)

- ・それでは、ご意見やご質問があればお願いします。

(委員)

- ・変更にあたって、意図はあるのか。

(事務局)

- ・公安委員会との協議において、交差点の隅切が必要との判断になった。

(委員)

- ・警察から指示があったということか。

(事務局)

- ・駅前道路と現在整備を行っている都市計画道路地福寺神照線との交差点部分については、隅切を行っている。順次整備を行っていく中で隅切が必要なところは整備を行う。今回、南田附神前線までを整備していく上で警察と協議をしている。その中で、南田附神前線と計画として描かれている都市計画道路との接続について隅切が必要であることが明確になってきた。これから整備を行っていく上で、都市計画道路の変更を行い、しっかり線を描いた上で整備を行っていききたい。

(会長)

- ・警察との協議は過程であり、都市計画道路の整備として隅切が必要だという事で良いか。

(事務局)

- ・はい。

(委員)

- ・今後道路整備を進めていく上で、自動車の流れをどのように想定しているのか。

(事務局)

- ・この都市計画道路の整備を行うことで、周辺に施設整備がされ交通量に変化が生じて、現道の混雑が緩和されると考える。

(委員)

- ・都市計画道路やその周辺道路において、土地勘のない方が来られても、しっかりとした道案内が出来るよう整備いただきたい。

(事務局)

- ・この都市計画道路の変更について直接関係は無いが、その周辺道路の混雑状況については市としても考えており、この混雑緩和を考えて別の道路の拡幅や整備についても考えていきたい。

(会長)

- ・将来設計に向け道路の整備を行い、いかに運用していくかについては市民の関心が強い。将来設計を見据えて整備等実施してもらいたい。

(会長)

- ・それでは、ご意見もご質問も出尽くしたようなのでお諮りする。諮問第29-6号について原案どおり承認することで異議はないか。

－異議なしの声－

(会長)

- ・異議なしということで、諮問第29-6号について原案どおり承認することにする。
- ・それでは、答申案を作成するため暫時休憩とする。

【暫時休憩】

(会長)

- ・それでは、再開する。事務局から答申案の朗読をお願いします。

(事務局)

- ・答申案の朗読。

(会長)

- ・ただいまの答申案について異議はないか。

－異議なしの声－

(会長)

- ・異議がないようなので、答申案のとおり本日付けをもって市長へ同意する旨の答申を行う。以上をもって、本日の諮問案件の審議は終了する。

## 8 報告事項

- 彦根長浜都市計画火葬場の決定（米原市決定）及び米原東北部都市計画火葬場の決定（米原市決定）について

(事務局)

- ・資料に基づき説明（省略）

(会長)

- ・それでは、ご意見やご質問があればお願いします。

(委員)

- ・都市計画の状況のところで非線引きの都市計画区域と説明があり、田園居住地区の指定はされているが、火葬場は設置が出来ると説明があった。この制限について、もう一度詳しく説明願いたい。

(事務局)

- ・田園居住地区ということで、大規模な工場や店舗等を制限するものであるが、条例で公益的な施設は制限の対象にならないとしており、今回は公益的な施設であるため、制限の対象にならない。

(委員)

- ・湖北広域行政事務センターの構成メンバーはどのようなものか。

(事務局)

- ・長浜市と米原市である。

(委員)

- ・米原市には湖北広域行政事務センターの施設は何もないのか。

(事務局)

- ・ウイングプラザがある。

(事務局)

- ・長浜市と米原市内で湖北広域行政事務センターが運営している施設を、今後一つに集約する計画であると聞いている。

(委員)

- ・米原市のウイングプラザはどのような施設か。

(事務局)

- ・一般廃棄物の最終処分場である。

(事務局)

- ・最終処分場を除いた長浜市内にある湖北広域行政事務センターが運営する施設を集約するものである。

(委員)

- ・今回の決定は、火葬場だけの決定か。その他の施設も計画として含めるのか。

(事務局)

- ・今年度諮るのは、火葬場のみである。

(事務局)

- ・詳細が決まり次第、順次都市計画決定を行うことになる。

## 9 その他

(会長)

- ・その他、各委員、事務局から何かあるか。

(事務局)

- ・特になし。

## 10 閉会あいさつ

嶋田課長 (省略)